

軽自動車の減免申請について

中井町では、障害者の方又は障害者の方と生計を一にする方が所有し、通院や通学などの日常生活において障害者の方がもっぱら使用する軽自動車に対する税金を減免する制度を設けています。

1. 減免対象となる障害の級別・程度

下表に掲げられた手帳の交付を受け、記載されている障害の区分に応じた級別・程度に該当する方が減免対象となります。

手帳の種 類	障害の区分		障害の級別・程度
身体障害者手帳	視覚		1 級～ 3 級, 4 級の 1
	聴覚		2 級, 3 級
	平衡機能		3 級, 5 級
	音声又は言語機能		3 級
	上肢		1 級, 2 級
	下肢		1 級～ 7 級
	体幹		1 級～ 3 級, 5 級
	乳 幼 児 期 以 前 の 非 進 行 性 脳 病 変 による運動機能	上肢機能	1 級, 2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除きます。）
		移動機能	1 級～ 7 級
	心臓機能		1 級, 3 級, 4 級
	じん臓機能		
	呼吸器機能		
	ぼうこう又は直腸の機能		
	小腸の機能		
	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能		1 級～ 4 級
	肝臓機能		1 級～ 4 級
戦傷病者手帳	視覚		特別項症から第 4 項症まで
	聴覚		
	上肢		特別項症から第 3 項症まで
	下肢		特別項症から第 6 項症まで、第 1 款症（旧 7 項症） から第 3 款症（旧 2 款症）まで
	体幹		
	その他		特別項症から第 4 項症まで
療育手帳			A（A 1、A 2）
精神障害者保健福祉手帳			1 級

2. 減免対象となる軽自動車

もっぱら障害者の方が使用する軽自動車（リース車を除く。）で、下表の区分①から⑤までに該当する場合、減免対象となります。

なお、障害者の方1人につき1台に限られているため、すでに普通自動車税（県税）の減免を受けていられる方は、軽自動車税の減免は受けられません。

また障害者の方が福祉施設等に入所している場合、障害者の方の帰宅や通院等のために週1日以上継続的に使用していることが証明されたものについては、「もっぱら障害者の方が使用する自動車」として取扱いをしています。

区 分	軽自動車を取得（所有）する方	軽自動車をもっぱら運転する方
①	障害者の方※注1	障害者の方※注1
②		障害者の方と生計を一にする方※注2
③	障害者の方と生計を一にする方※注2	障害者の方※注1
④		障害者の方と生計を一にする方※注2
⑤	身体障害者等※注3の方のみで構成される世帯の障害者の方	障害者の方を常時介護する方

※注1…「1. 減免対象となる障害の級別・程度」に該当する方をいいます。

※注2…障害者の方と日常の生活の資を共にする方をいいます。なお、障害者の方と同居している方または障害者の方の住所地からおおむね半径2km以内にお住いの親族の方（明らかに互いに独立した生活をしていると認められる場合を除く。）は、「障害者の方と生計を一にする方」として取扱いをしています。

※注3…障害の等級・程度に関わらず身体障害者手帳、戦傷病手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているすべての方を「身体障害者等」といいます。

3. 手続きの方法

軽自動車税の減免申請をされる方は、軽自動車税納税通知書発送後、**納期限の7日前までに**下記書類を添付して税務町民課まで提出してください。

また、軽自動車税の減免を受けるには、毎年申請が必要となりますのでご注意ください。

【区分による必要書類の一覧】

区 分	対 象 者	必 ず ご用意 いただく 書類等	必要に応じてご用意いただく書類等			
			生計を一にする方			障害者の方 福祉施設等 に入所して いる場合
			同 居	別 居 (町内)	別 居 (町外)	
①	障害者の方が所有し障害者の方が運転する場合	Ⓐ				
②	障害者の方が所有し障害者の方と生計を一にする方が運転する場合	Ⓐ	Ⓑ ⑤	Ⓑ ④ ⑤	Ⓑ ③ ④ ⑤	⑥
③	障害者の方と生計を一にする方が所有し障害者の方が運転する場合	Ⓐ	⑤	⑤	③ ⑤	⑥
④	障害者の方と生計を一にする方が所有し障害者の方と生計を一にする方が運転する場合	Ⓐ	Ⓑ ⑤	Ⓑ ④ ⑤	Ⓑ ③ ④ ⑤	⑥
⑤	身体障害者等の方のみで構成される世帯の障害者の方が所有し、障害者の方を常時介護する方が運転する場合	Ⓐ ② ③				※ お問い合わせ ください。

【ご用意いただく書類等】

Ⓐ	- 軽自動車税納税通知書 - 町税減免納期限延長申請書 - 身体障害者手帳、戦傷病手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳及び写し（障害の区分、障害の級別・程度がわかる部分が写っていること） - 自動車検査証及び写し - 運転免許証及び写し
Ⓑ	運転する方の運転免許証及び写し
③	運転する方の住民票
④	親族であることが確認できる書類（戸籍謄本等） ※本籍地が中井町の場合は添付不要
⑤	生計を一にすることが確認できる書類（所得税確定申告書の控え等）
⑥	入所している施設長が発行した証明書

★納付方法が口座振替の方は、提出日によっては、口座振替データ作成の都合により、振替されてしまいます。その際には後日、減免金額をお戻しさせていただくことになりますので、ご承知おきください。

★ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

問合せ 中井町役場 税務町民課 税務班 ☎0465-81-113（直通）